大阪府難病診療連携拠点病院選定基準

第１　大阪府難病診療連携拠点病院の選定について

知事は、大阪府難病診療連携拠点病院選定要綱（以下「要綱」という。）第３条の規定により選定基準を定める。

第２　大阪府難病診療連携拠点病院の選定基準について

１　診療体制

　難病に関する豊富な診療実績を有する各領域の診療科に専門的な知識と技能を有する医師を配置し、難病の診断をより早期に正しく行うことができる体制が整っていること。

ア．施設

1. 申請日時点において厚生労働大臣から特定機能病院の承認、若しくは大阪府知事から地域医療支援病院として承認を受けていること。
2. 難病の診療に関して相談できる体制を確保していることが望ましい。

　　イ．診療実績

（１）難病に関する豊富な診療実績を有すること。なお、その場合は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）第５条に定める指定難病のうち、８疾患群以上の指定難病に関して診療実績を有するとともに年間の診療総数の実績が実人数で500人以上あること。

（２）難病に関する遺伝学的検査又は遺伝カウンセリングの実施、もしくは、遺伝学的検査等の実施に際して他の医療機関に紹介できる体制があること。

ウ．医療従事者の配置

1. 難病の診療を行う各診療科に難病の診療経験が豊富な専門的な知識を有する医師を配置すること。
2. 医療法（昭和23年法律第205号）第21条第１項第１号の定めにより、当該病院に配置が義務づけられた医師の員数の二分の一以上が「難病の患者の医療等に関する法律施行規則」（平成26年厚生労働省令第121条）第15条第１項第１号に定める難病指定医であること。なお、その場合は、常勤、非常勤の雇用形態は問わない。

２　情報提供

　　拠点病院として選定された場合は、難病に関する適切な情報の提供に取り組むこと。

　（１）ホームページ等の広報媒体を通じた普及・啓発・情報提供を行うこと。

　（２）適宜、地域の医療機関への情報提供にも努めること。

３　人材育成

　　拠点病院として選定された場合は、難病診療に携わる医療従事者への研修や難病患者の就労支援関係者を対象とした研修の実施若しくは、講師の派遣協力などに積極的に関与すること。

４　その他

拠点病院として選定された場合は、府が行う難病対策の推進に積極的に支援すること。

附則

この選定基準は、平成３０年８月１日から適用する。